

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年2月9日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかでないが、審査請求書において、通所交通費及び医療移送費の支給の有無が不明である旨を訴える記述があるため、通所交通費及び医療移送費の支給決定に対して、何らかの違法又は不当がある旨を主張しているものと解される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 6 月 23 日	諮問
平成 29 年 7 月 26 日	審議（第 11 回第 3 部会）
平成 29 年 8 月 23 日	審議（第 12 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 通所交通費について

法 12 条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とし、同条 2 号に「移送」を挙げる。

そして、法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）は、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なう」とし、「被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないかきわめて困難である場合」を挙げている（第 7・2・(7)・ア・(オ)）。

(2) 医療移送費について

法 15 条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条 6 号に「移送」を挙げる。

そして、法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、・・・、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」（第3・9・(1)）とした上で、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（第3・9・(2)・ア）等としている。

2 本件処分の検討について

処分庁は、請求人から医療移送費等の支給申請として本件各申請を受け、本件処分において、各医療機関等への経路を確認した上で、通所交通費2,260円及び医療移送費6,060円の合計8,320円を支給することを決定している。

その際、処分庁は、一部医療機関への交通費について、通院経路を誤って算定したため、160円の漏給があった。

しかし、処分庁は、当該漏給分の医療移送費について、別途、平成29年5月25日付けで160円を追加支給する保護変更決定処分を行っている。

そうすると、本件処分における当該漏給は既に解消されており、本件処分を取り消すべき理由はなくなっているものと言わざるを得ない。

3 請求人は、通所交通費及び医療移送費の支給の有無が不明である旨主張しているが、本件処分の通知書には、移送費及び医療移送費の費目ごとに金額が記載されており、当該支給は明らかになっているため、請求人の当該主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成